

<シンポジスト3>

現場から求められている医療・福祉系大学の課題—臨床検査技師の立場から—

新潟県臨床検査技師会 会長 渡辺 博昭

【はじめに】

新潟県臨床検査技師会では検査研究部門の取り組みとして、生物化学分析部門（臨床化学・免疫血清・遺伝子染色体）、生理機能検査部門（生体機能・生体画像）、形態検査部門（細胞・病理、一般検査、血液）、感染制御部門（微生物・疫学公衆衛生）、移植検査部門（輸血移植）、総合管理（管理運営）の6分野13部門に領域を区分して活動を行っている。実際の現場でもこれに近い形態で領域を分けて日常業務を行っている。

臨床検査技師が従来の日常業務を行うために求められるもの、また今後求められていくものを具体的な例をあげて私見を交えて述べる。

【背景】

臨床検査技師が活躍する場は医療機関をはじめ、行政、一般企業、研究施設等様々なケースがある。現場から求められるものはそれらの職場の規模や形態によって多様であるが、スペシャリストとジェネラリストに大別される。現場では両者を兼ね備えた技師が理想的である。

従来の業務は検査結果を出すことに重点がおかれていたが、近年の医師・看護師不足を補うために、チーム医療の取り組みとして検査説明・相談ができる技師の育成が重要となっている。

日本臨床衛生検査技師会（以下日臨技）は今後の業務拡大の一環として、業務範囲の見直しに取り組んでいる。（表1）内容は微生物学的検査等における検体採取の関係法令・通達等の改正である。

【課題】

臨床検査技師の業務は前述のとおり多岐な分野に渡るため人材の育成には多くの時間と経験が必要である。

近年チーム医療の推進の取り組みが重要となっているが、他のメディカルスタッフと比べて臨床検査技師の取り組みは進んでいないのが現状である。

臨床検査技師の業務範囲の見直しに伴って、追加された行為を安全かつ適切に行うために必要な教育内容を、現行の教育内容に配慮しつつ追加する必要がある。

【諸言】

臨床検査技師の業務は多岐な分野に渡るため、人材の育成には時間を費やしながらかつ卒業教育が担っていかなければならない。卒前教育ではどの分野にも対応可能な広範囲に渡る基礎・専門知識を有した人材の育成を期待す

る。また、近年の現場ではジェネラリストであり、かつ何か1分野でもスペシャリストの技師の育成に取り組んでいるため、学生には臨地実習を通して自分に適していると思われる分野や興味のある分野について、卒前教育の中で自主選択科目とし、集中的に受講できるカリキュラムがあっても良いのではないかとと思われる。

近年、医療サービスの質の向上を求める国民の声も高まる一方で、医師・看護師の不足や業務の増大に伴い、平成19年12月28日付け医政局長通知「医師及び医療関係職と事務員等との間等での役割分担の推進について」が通達された。この中では採血、検査説明については、医師等の指示の下に看護師及び臨床検査技師が行うことができるとされている。臨床検査技師との適切な業務分担を導入することで、医師等の負担を軽減することができる。しかしながら主に医師や看護職員のみで行っているのが実態である。これを踏まえ、日臨技では平成25年12月6日から3日間かけて検査説明・相談ができる臨床検査技師育成企画担当者講習会（各都道府県から推薦者1名受講）を開催した。この企画担当者の下、都道府県技師会でカリキュラムに沿った講習会を開催して、3年間で5,000名の受講者に修了証書を発行する予定である。今後、卒前教育では検査の原理や基準値、異常値の原因を理解することのみに留まらず検査説明の実技講習の導入も必要になっていくと思われる。

平成25年11月8日に第35回社会保障審議会医療部会から法律改正に係るチーム医療推進会議の検討結果が出された。臨床検査技師に係る業務の見直しは次の内容である。「インフルエンザの検査の際の鼻腔拭い液による検体採取等については、検査と一貫して行うことにより、高い精度と迅速な処理が期待されることから、診療の補助として医師の具体的な指示を受けて行うものとして、業務範囲に追加する。」関係法令・通達等の改正がされた際には、現場では追加研修の受講を義務化すると共に、卒前教育にカリキュラムの追加が必要になるとと思われる。

【結語】

医療・福祉大学には従来の基礎・専門知識学習から、さらに一歩踏み込んだ専門知識の学習や、検査結果を出すだけでなく積極的にチーム医療の一助を担うために、検査室から飛び出すことのできる技師の基盤となる教育を期待する。

表1. 臨床検査技師の業務範囲の見直しの方向性

- | |
|--|
| ①微生物学的検査等（インフルエンザ等）における検体採取（鼻腔・咽頭拭い液等） |
| ②微生物学的検査等（細菌・真菌検査等）における検体採取（表在組織からの膿、手足指からの表皮の直接採取等） |
| ③微生物学的検査等（糞便検査）における検体採取（スワブを用い肛門部からの便の直接採取） |